

教 職 企 第 2 2 6 1 号

令 和 2 年 12 月 25 日

学校総務サービス課長 様

教 職 員 企 画 課 長

事業所得者を職員の扶養親族として認定する場合、その者の所得額算定
の際に認められる「必要経費」の範囲について（通知）

標記について、各府立学校及び各市町村教育委員会あて別紙のとおり通知しましたので、
お知らせします。

問い合わせ先
教職員企画課財務グループ
内線：6891

事業所得者を職員の扶養親族として認定する場合、その者の 所得額算定の際に認められる「必要経費」の範囲について

1 概 要

事業所得者を職員の扶養親族として認定する場合、その者の所得額算定の際に認められる「必要経費」の範囲の取扱いについては下記のとおりとする。

(1) 必要経費の範囲

所得の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額によるものとする。ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額によるものとする。

具体的に必要経費に該当するか否かを判断するに当たっては、事業の内容、経費の内容等を精査の上、個別に判断する必要があるが、代表的な経費について、その判断基準を示せば別表のとおりである。

(2) 所得金額（総収入から必要経費を控除した額）の算出

確定申告書添付の収支内訳書の必要経費を参考としながら算出し、総収入額から控除することとする。この場合、職員から、個々の経費について、当該所得を得るために真にその事業に必要である旨の理由を記した申立書を添付させるものとする。

2 実施時期

令和3年1月1日以降の事業所得から適用

必要経費の取扱いについて

1 控除可能な経費

※ いずれも所得を得るために直接必要、かつ、最小限の範囲に限る。

科 目	控 除 可 能	控 除 不 可
仕 入 金 額	商品の仕入れ代金	—
給 料	従業員に支払う給料、手当等	—
外 注 工 賃	所得を得るために必要不可欠なもの	左記以外
地 代 家 賃	事業運営のみに使用する土地・建物等に対するもの	事業運営以外での使用が含まれ、当該使用に係る費用を分離できないもの
荷 造 運 賃	商品の発送に要した費用等、所得を得るために必要不可欠なもの	左記以外
水道光熱費	事業運営のみに使用した費用	事業運営以外での使用が含まれ、当該使用に係る費用を分離できないもの
通 信 費	所得を得るために必要不可欠なもの	勧誘等、広告宣伝費に当たるもの 事業運営以外での使用が含まれ、当該使用に係る費用を分離できないもの
損害保険料	事業運営に当たり加入の義務付けがあり、かつ、事業運営のみに使用される部分に対するもの	加入の義務付けがないもの 事業運営以外にも使用する部分が含まれるもの
修 繕 費	事業運営のみに使用する備品、建物等を原状回復するための修繕費	事業運営以外にも使用する備品等の修繕費 付加価値を与えるための修繕費
消 耗 品 費	所得を得るために必要不可欠なもの	左記以外
福利厚生費	法定福利費（社会保険料、労働保険等の事業主負担分）	左記以外
雑 費	所得を得るために必要不可欠なもの	左記以外

※必要経費として認めるに当たっては、必要最小限の範囲に止めることとし、その範囲を超えるものや、その他の費用が含まれている場合には、それらを分離することが可能なものに限って控除を認める。

2 控除不可な経費

科 目	控 除 不 可 の 理 由
減価償却費	経費の実額ではない
貸倒引当金	経費の実額ではない
租 税 公 課	給与所得者との均衡
広告宣伝費	所得を得るために必要不可欠な経費とはいえない
接待交際費	所得を得るために必要不可欠な経費とはいえない
利子割引料	所得を得るために必要不可欠な経費とはいえない